

平成 2 7 年 9 月 亀岡市議会定例会

条例一部改正資料

(新 旧 対 照 表)

議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年亀岡市条例第35号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>第13条 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の<u>一</u>に _____ 該当するに至ったときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号の<u>一</u>に _____ 該当するに至ったときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。</p> <p>(遺族補償一時金)</p> <p>第14条 遺族補償一時金は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 職員の死亡の当時、遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。</p> <p>(2) 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該職員の死亡に関し既に支給された遺族補償年金額の合計額が前号の場合に支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。</p> <p>2 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時において次の各号の<u>一</u>に _____ 該当する者とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(他の法令による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について、次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の</p>	<p>第13条 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の<u>いずれかに</u>該当するに至ったときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号の<u>いずれかに</u>該当するに至ったときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。</p> <p>(遺族補償一時金)</p> <p>第14条 遺族補償一時金は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 職員の死亡の当時、遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。</p> <p>(2) 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該職員の死亡に関し既に支給された遺族補償年金額の合計額が前号の場合に支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。</p> <p>2 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時において次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(他の法令による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について、次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の</p>

障害補償年金	旧船員保険法の障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法の障害年金	0.74
	旧国民年金法の障害年金	0.89
	障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88
遺族補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下単に「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0.80
	遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について <u>国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。</u> ）又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

障害補償年金	旧船員保険法の障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法の障害年金	0.74
	旧国民年金法の障害年金	0.89
	障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について_____障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88
遺族補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下単に「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0.80
	遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について_____遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

旧船員保険法の障害年金	0.75
旧厚生年金保険法の障害年金	0.75
旧国民年金法の障害年金	0.89
障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)	0.88

旧船員保険法の障害年金	0.75
旧厚生年金保険法の障害年金	0.75
旧国民年金法の障害年金	0.89
障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について_____障害厚生年金が支給される場合を除く。)	0.88

職員の退職手当に関する条例（昭和30年亀岡市条例第28号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（給料が日額で定められている者については給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（<u>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項</u>に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項、第5条第1項及び第2項並びに第13条において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第16条第1項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（給料が日額で定められている者については給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（<u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項</u>に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項、第5条第1項及び第2項並びに第13条において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第16条第1項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

亀岡市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年亀岡市条例第17号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>附 則 (他の法律による給付との調整) 第5条 (略)</p> <p>2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>	<p>附 則 (他の法律による給付との調整) 第5条 (略)</p> <p>2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>

傷病補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.86
	国民年金法の規定による障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害により国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この条において「国家公務員共済組合法等」という。）の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
障害補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.83
	国民年金法の規定による障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害により国家公務員共済組合法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金	0.84
	国民年金法の規定による遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡により国家公務員共済組合法等の規定による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88

傷病補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.86
	国民年金法の規定による障害基礎年金_____	0.88
障害補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.83
	国民年金法の規定による障害基礎年金_____	0.88
遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金	0.84
	国民年金法の規定による遺族基礎年金_____又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88

現 行	改 正 後 (案)
<p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(25) (略)</p> <p>(26) 住民基本台帳カードの交付手数料 1件につき 500円</p> <p>(27) 印鑑登録証の交付手数料 1件につき 300円</p> <p>(28) 印鑑についての証明手数料 1件につき 300円</p> <p>(29) つつじカード（住民票自動交付カード）の交付手数料 1件につき 300円</p> <p>(30) 土地その他の被害についての証明手数料 1件につき 300円 ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被害についての証明は、その災害の日から3箇月以内に限り無料とする。</p> <p>(31) 公簿、公文書、図面の閲覧照会に係る手数料 1回につき 300円</p> <p>(32) 所得、課税、納税についての証明手数料 1件につき 300円 ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明については、無料とする。</p> <p>(33) その他の証明手数料 1件（回）につき 300円</p> <p>2 前項各号に規定する証明で、数事項を一括して請求する場合は、その事項ごとに1件とし、同一事項の証明を2通以上請求する場合は、1通ごとに1件とし、数人が共同して請求する場合は、1人ごとに1件とする。</p>	<p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(25) (略)</p> <p>(26) 住民基本台帳カードの交付手数料 1件につき 500円</p> <p><u>(27) 個人番号の通知カードの再交付手数料 1件につき 500円</u></p> <p>(28) 印鑑登録証の交付手数料 1件につき 300円</p> <p>(29) 印鑑についての証明手数料 1件につき 300円</p> <p>(30) つつじカード（住民票自動交付カード）の交付手数料 1件につき 300円</p> <p>(31) 土地その他の被害についての証明手数料 1件につき 300円 ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被害についての証明は、その災害の日から3箇月以内に限り無料とする。</p> <p>(32) 公簿、公文書、図面の閲覧照会に係る手数料 1回につき 300円</p> <p>(33) 所得、課税、納税についての証明手数料 1件につき 300円 ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明については、無料とする。</p> <p>(34) その他の証明手数料 1件（回）につき 300円</p> <p>2 前項各号に規定する証明で、数事項を一括して請求する場合は、その事項ごとに1件とし、同一事項の証明を2通以上請求する場合は、1通ごとに1件とし、数人が共同して請求する場合は、1人ごとに1件とする。</p>

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

亀岡市手数料徴収条例（平成12年亀岡市条例第6号）新旧対照表

第2条 平成28年1月1日施行

現 行	改 正 後 (案)
<p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(25) (略)</p> <p><u>(26) 住民基本台帳カードの交付手数料 1件につき 500円</u></p> <p><u>(27) 個人番号の通知カードの再交付手数料 1件につき 500円</u></p> <p>(28) 印鑑登録証の交付手数料 1件につき 300円</p> <p>(29) 印鑑についての証明手数料 1件につき 300円</p> <p>(30) つつじカード（住民票自動交付カード）の交付手数料 1件につき 300円</p> <p>(31) 土地その他の被害についての証明手数料 1件につき 300円 ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被害についての証明は、その災害の日から3箇月以内に限り無料とする。</p> <p>(32) 公簿、公文書、図面の閲覧照会に係る手数料 1回につき 300円</p> <p>(33) 所得、課税、納税についての証明手数料 1件につき 300円 ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明については、無料とする。</p> <p>(34) その他の証明手数料 1件（回）につき 300円</p> <p>2 前項各号に規定する証明で、数事項を一括して請求する場合は、その事項ごとに1件とし、同一事項の証明を2通以上請求する場合は、1通ごとに1件とし、数人が共同して請求する場合は、1人ごとに1件とする。</p>	<p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(25) (略)</p> <p><u>(26) 個人番号の通知カードの再交付手数料 1件につき 500円</u></p> <p><u>(27) 個人番号カードの再交付手数料 1件につき 800円</u></p> <p>(28) 印鑑登録証の交付手数料 1件につき 300円</p> <p>(29) 印鑑についての証明手数料 1件につき 300円</p> <p>(30) つつじカード（住民票自動交付カード）の交付手数料 1件につき 300円</p> <p>(31) 土地その他の被害についての証明手数料 1件につき 300円 ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被害についての証明は、その災害の日から3箇月以内に限り無料とする。</p> <p>(32) 公簿、公文書、図面の閲覧照会に係る手数料 1回につき 300円</p> <p>(33) 所得、課税、納税についての証明手数料 1件につき 300円 ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明については、無料とする。</p> <p>(34) その他の証明手数料 1件（回）につき 300円</p> <p>2 前項各号に規定する証明で、数事項を一括して請求する場合は、その事項ごとに1件とし、同一事項の証明を2通以上請求する場合は、1通ごとに1件とし、数人が共同して請求する場合は、1人ごとに1件とする。</p>

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。